

【酵素フード協会の2017年度活動重点テーマ】

- 1) エリア認定校数の拡大
- 2) 全国の認定講師の講座開講率のアップ
- 3) 地域内の認定講師間協力による酵素フード協会ネットワークの強化

今年、酵素フード協会の資格制度をシンプルに解り易くするための改訂と、エリア拠点として活動を展開する「認定校」を増やすことを重点テーマに位置付けます。さらにそれを実現するために、制度改定を行い4月1日より実施します。

□ 2017年度酵素フード協会資格制度改定の骨子

- ①講座の開講制度の見直し改訂
- ②『シスター制度(仮称)』の導入 ~メンター制度の実施~
- ③メンターである認定校のインセンティブ制を実施
- ④メンターである認定校の講座収益率の拡充
- ⑤メンターである認定校のイベント開催をサポート

□ 2017年度実施企画

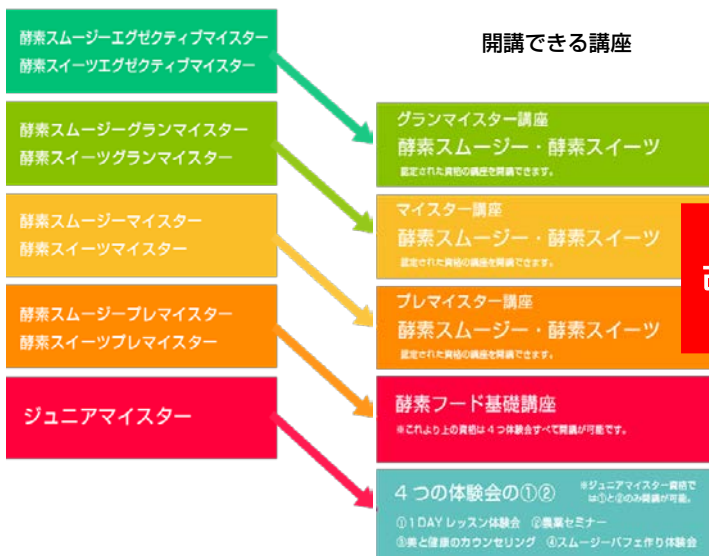
- ①「ビジネスセット」の受付開始
酵素フード協会の講座をまとめて申し込むと費用が安くなるセットプラン
- ②メンター制度支援のための4月~6月末期間限定キャンペーン実施

【①講座開講制度の2017年度見直し改定】

2017年4月から資格認定した講座を開講できるようになります。

旧資格制度

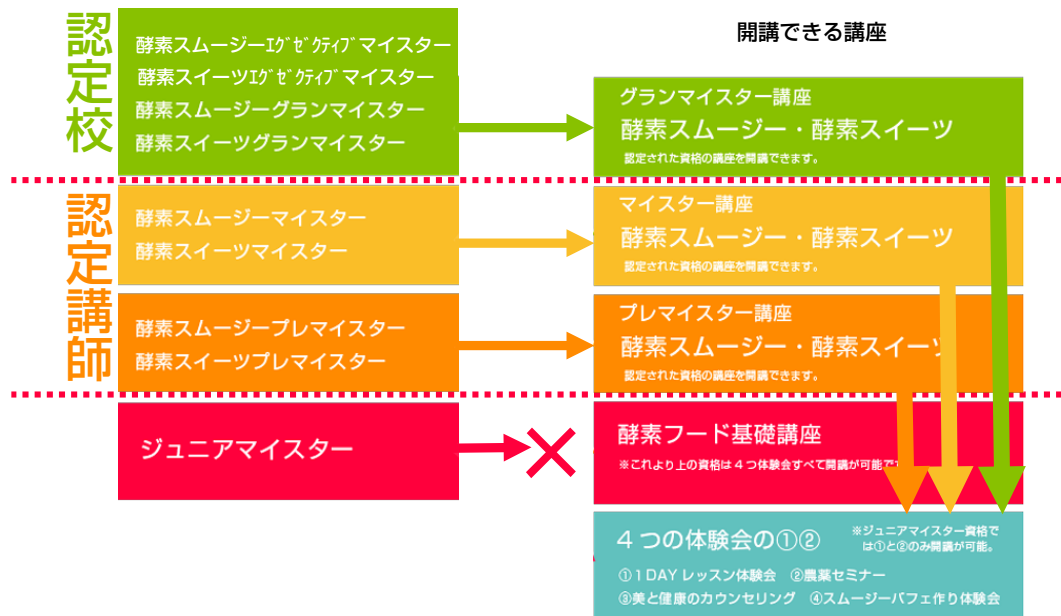
取得した講座資格



改訂後

2017年度制度改定後

受講し資格を取得した講座



【2017年度改定後の新たな制度変更点】

- ①講座開講ができるのは、プレマイスター資格取得者以上となり、ジュニアマイスター資格者は、講座開講ならびに体験会の開催は出来なくなります。
- ②エグゼクティブマイスターとグランマイスターは、「認定校」として一つに統合し、マイスター以下の資格所持者の称号も「認定講師」として統一します。※ジュニアマイスター資格者は「認定講師」称号は付きません。